

千葉県告示第805号

道路の供用の開始

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始します。

その関係図面は、千葉県建設局土木部路政課において、令和元年9月30日から2週間一般の縦覧に供します。

令和元年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

路線名	供用開始区間	供用開始期日
主要地方道 長沼船橋線	花見川区天戸町757番1から 花見川区天戸町1046番1まで	令和元年9月30日
市道 天戸町48号線	花見川区天戸町754番1から 花見川区天戸町775番1まで	令和元年9月30日
市道 天戸町50号線	花見川区天戸町777番1から 花見川区天戸町901番1まで	令和元年9月30日
市道 天戸町61号線	花見川区天戸町911番2から 花見川区天戸町895番まで	令和元年9月30日